

一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー
(通称 一般社団法人グッドマネーラボ) 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー」(Senshu University Digital Community Currency Consortium Laboratory General Incorporated Association)と称する。

第2条 当法人の通称は、「一般社団法人グッドマネーラボ」(Good Money Lab General Incorporated Association)とする。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第4条 当法人は、非法定通貨である地域通貨と仮想通貨の可能性と課題を産学官民共同で調査研究し、両者の融合である「デジタル・コミュニティ通貨」(以下、「DC通貨」と呼ぶ)を「良貨」(グッドマネー)としていくような制度設計、制度整備、教育・啓蒙を実施ないし支援することを通じて、持続可能で公正な協同市場経済に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) DC通貨の情報提供、研究報告、学会活動
- (2) DC通貨の調査研究、研究開発活動
- (3) DC通貨の啓蒙普及、社会制度化活動
- (4) DC通貨の教育・研修活動
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の業務



(公告の方法)

第6条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員と社員)

第7条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 
- 
- (1) 正会員：第4条で規定した当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
 - (2) 賛助会員：第5条で規定した当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

(入会)

第8条 会員になるには所定の様式による申込をし、当理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 会員は、会費に関する細則で定めた会費を納付しなければならない。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(研究員)

第10条 当理事会は、個人正会員のうち、DC通貨に関する学術的知識あるいは専門技能等を有し、調査研究、情報提供、啓蒙普及、教育・研修等当会の目的の推進に貢献しうる者を研究員として指名することができる。

- 2 研究員は会費の支払いを免除される。

(退会)

第11条 会員は当法人に届け出れば、自主的に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当する時、会員の資格を喪失する。

- (1) 会費の滞納
- (2) 死亡もしくは失踪

(除名)

第13条 会員は、次のいずれかに該当する時、理事会の判断によって除名される。

- (1) 当法人の名誉毀損、または、当法人の目的に反する行為
- (2) 本定款その他の規則にたいする違反
- (3) 反社会的勢力への関与等、除名すべき正当な事由の存在

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。



第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、第7条で規定した全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 
- 
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
(3) 定款の変更
(4) 解散及び残余財産の処分
(5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第 17 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（総会の成立）

第 19 条 総会は、正会員総計の過半数の出席により成立する。出席には、郵送ないし事前登録されたアドレスからの電子メール等による委任状を含む。

（議長）

第 20 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第 21 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 22 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第 23 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員、事務局

（役員）

第 24 条 当法人の役員として理事 3 名以上 20 名以下、監事 2 名以内を置く。

- 2 理事の互選により理事1名を代表理事とする。代表理事を持って会長とする。
理事の互選により理事3名以内を副会長とし、会長の代理をすることができる。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事会)

第25条 理事は理事会を構成し、当法人の重要事項を審議する。理事会の運営細則は別途定める。

(監事)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(事務局)

第27条 会長は、会員から事務局理事を若干名任命し、理事会の下に事務局を置く。会計は事務局が担当し、理事会が委嘱する監事の監査を受ける。監事は、その結果を総会に報告する。

第5章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第28条 定款の変更は当理事会出席者の過半数によって総会へ提出し、正会員の3分の2以上の特別決議として行う。

(解散)

第29条 当法人は、総会に出席した正会員の3分の2以上の特別議決により解散することができる。

第6章 基金

(基金)

第30条 当法人は、社員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。基金の返還に関する必要事項は清算人が別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの年一期とする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する書類を作成し、定時総会に提出し、報告した上で、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 33 条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(剰余財産の帰属)

第 34 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は贈与する。

第 8 章 附 則

(初年度の事業年度)

第 35 条 設立初年度における事業期間は、当法人の成立の日から 2019 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

第 36 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事兼会長	西部 忠
設立時理事兼副会長	吉田 雅明
設立時理事	池田 正昭
設立時監事	上原 伸二

(設立時社員)

第 37 条 当法人の設立時社員の住所と氏名は、次のとおりとする。

設立時社員

- (1) 北海道札幌市南区南沢 2 条 1 丁目 15 番 10 号 西部 忠
- (2) 神奈川県厚木市森の里 4 丁目 35 番 9 号 吉田 雅明

(法令の準拠)

第 38 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人専修大学デジタル・コミュニティ通貨コンソーシアムラボラトリー設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する



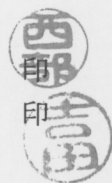
2018年7月16日

設立時社員

設立時社員

西部 忠

吉田 雅明



第38条中 2 字訂正

